

児童手当・児童扶養手当 家庭支援などのご案内

～児童の健やかな成長を応援します～

問い合わせ 子育て支援課家庭係 ☎ 72-8261

児童手当
次代の社会を担う児童の健やかな成長を
支援するため支給します。

■対象になる人

北上市に住民登録し、中学校修了前の児童(15歳到達日以後、最初の3月31日までの間にある児童)を育てている人。

※日本国外に居住している児童は支給対象になりません。
※児童が施設に入所している場合は施設に支給されます。

■手当の月額

児童の年齢	手当月額		
	所得制限非該当	所得制限該当	
3歳未満(一律)	15,000円	児童1人につき 5,000円	
3歳以上小学校修了前	第1・2子		10,000円
	第3子以降		15,000円
中学生(一律)	10,000円		

※第3子以降とは、18歳になって最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます。
※所得制限は平成24年6月分以降の手当から適用されています。

■所得制限

前年の所得額が所得制限額(左表)を超えたときは、児童一人につき5千円の支給になります。

扶養親族の数 (所得申告の際の人数)	所得制限額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人以上	1人につき 38万円加算

■申請について

子どもが生まれたときや他市町村から転入してきたときに、申請することで受給できるようにになります。手当は申請の翌月分から支給します。手当の申請者は、父親または母親で生計中心者となります。公務員は勤務先での手続きとなります。
※申請が月を越える場合、児童の出生日または前住所地の転出予定日の翌日から起算し

て15日以内の申請であれば、出生日または転出予定日の翌月分からの支給となります。

【申請に必要なもの】

- ・印鑑(スタンプ式印鑑以外)
- ・申請者名義の預金通帳(なるべく北上市内金融機関のもの)
- ・申請者本人の健康保険証(北上市の国民健康保険加入者は不要)
- ・養育している児童の住所が市外にあるときは、その児童の世帯全員の住民票
- ・申請者とその配偶者が、平成25年1月2日以降に北上市に転入した場合は、平成25年度課税・所得証明書(平成24年分の所得額と扶養人数が分かるもの)

■支給日

- 2～5月分：6月10日(月)
- 6～9月分：10月10日(木)
- 10～1月分：2月10日(月)

■現況届の案内

児童手当を受給している人は、6月中旬に現況届を提出していただく必要があります。現況届は毎年6月1日時点の状況を把握し、引き続き6月分以降の児童手当を受ける要件を満たしているかを確認す

るためのものです。対象者には現況届の書類を5月末に送付しますので、必要事項を記入の上、提出してください。提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなりま

す。なお、受給者と配偶者の所得を審査し、その結果、受給者を変更していた場合もあります。

▽受付期間

6月3日(月)～7月1日(月)
午前8時30分～午後5時15分
※毎週火曜日は午後6時30分まで延長します。

▽受付場所

本庁舎4階子育て支援課

▽郵送の場合

〒024-8501(住所不要)子育て支援課あて

■児童扶養手当

ひとり親家庭などに対して、生活の安定や自立の促進のために支給します。

■受給できる人

次の条件のいずれかに当てはまる児童を育てている父親または母親、両親に代わってその児童を育てている人。た

だし、手当を受けようとする人が公的年金給付を受けることができるときなど、対象にならない場合があります。

▽両親が離婚した児童(事実上の婚姻関係を解消した場合を含む)

▽父親または母親が死亡した児童(遺族年金受給者は申請できません)

▽婚姻によらず生まれた児童

▽父親または母親が重度障がい者の児童

▽父親または母親が1年以上同居せず、生計を維持しないで遺棄している児童

▽父親または母親が1年以上刑務所などに収容されている児童

▽両親の所在が不明の児童

■手当の月額

児童1人 4万1430円
(10月から減額予定です)、児童2人 5千円加算、児童3人以上 11人当たり3千円加算。

※児童が18歳になる日以降、最初の3月まで支給します(ただし、障がい児の場合は20歳に達した日の前日の属する月まで)。

■所得制限

請求する本人の所得額と、

左記の表の額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定されます。ただし、同居の親族(扶養義務者)の所得額が表の所得制限額を超えた場合は支給停止となります。

扶養親族の数 (所得申告の際の人数)	請求者本人		扶養義務者 (同居の親兄弟など)
	全部支給	一部支給	
0人	19万円	192万円	236万円
1人	57万円	230万円	274万円
2人	95万円	268万円	312万円
3人	133万円	306万円	350万円
4人以上	1人につき38万円加算		

特別児童扶養手当
障がいのある児童を育てている人に支給します。

■受給できる人

身体や精神に障がいがある20歳未満の児童を育てている人。ただし、社会福祉施設に入所中の場合を除きます。

■児童の障がいの程度

手当には1級と2級があり、

次の障がい該当します。

▽1級 身体障害者手帳1級、2級程度の重度の障がいや、療育手帳A程度の知的障がい

▽2級 身体障害者手帳3級、4級程度の中度の障がいや、これと同程度の知的障がい

■手当の月額

1級 5万400円
2級 3万3570円
※10月から減額予定です。

■所得制限

手当を請求する本人か配偶者、同居の親族(扶養義務者)の前年の所得額が所得制限額(左表)を超えるときは、一定期間支給を停止します。

扶養親族の数 (所得申告の際の人数)	請求者本人	配偶者および扶養義務者
0人	459万6,000円	628万7,000円
1人	497万6,000円	653万6,000円
2人	535万6,000円	674万9,000円
3人	573万6,000円	696万2,000円
4人以上	1人につき38万円加算	1人につき21万3,000円加算

更なる自立に向けて

ひとり親家庭の自立に向けて「子育てや生活の支援」就業支援などを行っています。どうぞご相談ください。

母子寡婦
福祉資金貸付制度

母子家庭や寡婦の皆さんが、就業や児童の進学などで資金が必要なときは、貸し付けを受けることができます。貸し付けの条件や限度額、利率、返済方法など詳しくは花巻保健福祉環境センター北上分室(☎65-2732)へ。

母子家庭等自立支援事業

ひとり親家庭のお父さんやお母さんの就業に向けた能力開発や資格取得を支援します。事前に手続きが必要ですので、あらかじめ同課へご相談ください。ただし、ハローワークでの同様の給付金の受給資格のない人が対象です。

■自立支援教育訓練給付金

ホームヘルパー講座など就業に必要と認められる、市が指定する講座を受講した場合、その費用の一部を助成します。

■高等技能訓練促進給付金および高等技能訓練修了支援給付金

看護師や介護福祉士、保育士などの資格取得のために2年以上養成機関で受講する場合、受講期間のうち2年間給付金を支給します(3年課程の場合の3年目については、母子寡婦福祉貸付金の活用による支援の予定です)。さらに、修了後に修了支援給付金を支給します。

▽促進給付金

市町村民税非課税世帯
：月額10万円
市町村民税課税世帯
：月額7万5000円

▽修了支援給付金

市町村民税非課税世帯
：5万円
市町村民税課税世帯
：2万5000円

